

岡崎文夫博士著

「南北朝に於ける社會經濟制度」を讀む

宇都宮清吉

「南北朝に於ける社會經濟制度」は岡崎博士が大正十一年以來雜誌支那學・史林或は京都帝國大學文學部の諸名譽教授の還曆記念論文集への寄稿を輯録されたものであり、已に學徒からは、その貴い價值に就いて、充分認識せられてゐるものである。たゞ「北魏に於ける中正制度」の一篇は、未發表のものであつて、此の本の爲めに、新に草された様である。此の本の性質が右のやうなものであるとすれば、も早や私が今更事新しく、これを世に紹介すると言ふ意味は、殆どない様にも思はれるのである。併し、立派な、又努力の拂はれた論文は、一夕一朝の批評や、翻譯で、その價值が決定されるものではない。此處に私は今敢て、本書の内容を再検討して見度いと思ふ所以である。偕て從來魏晉南北朝時代は、進歩し

た我邦の東洋學界でさへ、岡崎先生が出るまでは、暗黒時代と言つて差支へない、悲しむ可き部分であつた。然るに、昭和七年その不朽の名著「魏晉南北朝通史」が出されてから此の方、吾々も早や、此の患を持つ必要がなくなつたのである。夫の一部彪然たる大冊に盛られた透徹なる觀察と、整然たる體系的敘述は、此の暗黒時代への炬火として充分の任務を果しつゝある。此の年以後日本、支那に於いて勃然として起つた魏晉南北朝時代に關する諸研究、就中社會經濟に關する研究には、多かれ少なかれ、先生の夫の大著が影響をあたへてゐると思はれる。而して斯の如き大著は決して昨日今日の努力で出來上るものではない。鋭敏な頭腦と、長い年月と驚嘆す可き忍耐があつて始めて可能なのである。「南北朝に於

ける社會經濟制度」は實に此の通史を生む爲めに爲された、文字通り十年一日の如き努力研鑽の一つ一つを輯録したものである。今其の諸論文を、發表の順序に觀察する時は、甚だ失禮な言ひ様ではあるが、先生の史料搜羅の近捗と言ふことが目立つて見られる。外編第一章をなす「九品中正考」は、先生が魏晉南北朝時代史研究の端緒として、書かれた論文である。(大正十一年)而して此の論文を草された當時の先生の有せられた史料の用意を本書に收録された最後期の論文「魏晉南北朝を通じ北支那に於ける田土問題綱要」に比較して見るなれば、その史料用意の進捗に於いて非常なる差異のあることに氣付くであらう。而して又一面兩者を通じて變らぬ所は、その史料の用意の比較的に、不足と思はれるにも關らず、史的直觀の精確にして、狂の少ないことであつて此の直觀力こそが長い時を異にして草せられた十二個の論文即ち

上編

第一章 江淮運河小記

第二章 支那古代の稻米稻作考

第三章 六代帝邑攷略

第四章 南朝の錢貨問題

第五章 漢書食貨志上に就いて

第六章 魏晉南北朝を通じ北支那に於ける田土問題綱要 附錄魏の屯田策

下編

第一章 九品中正考 附錄北魏に於ける中正制度

第二章 南朝に於ける士庶區別に就いての小研究

第三章 南朝貴族制の一面

第四章 南朝貴族制の起源並に其成立に到りし迄の若干の考察

の體系的叙列を、可能ならしめてゐるのであると思はれる。私は此の諸論文の内、主として經濟乃至財政に關したものを集めた上編に就いて、評論を試みて見度いと考へる。いろいろの事情の爲めに、全書に渡る評論を果し得ないことは、深く遺憾と考へると共に先生に對しても諒恕を乞ふ次第である。

上編第一章乃至第三章は専ら歴史地理學的乃至經濟地理學的方法を以つて、漢代は北方支那開發の極點に達した時代であり、それは一方には江淮の、一般に、中原諸地方を南方へと聯絡する運河開鑿による商業の發展の内に(江淮運河小記)又一方には運河開鑿と併行した、北方支那諸

地方に於ける耕地灌溉事業勵行に依る農業生産力の増大就中、元來は南方江域一帯を其の主要産地としてゐた稻作の北支に於ける發達、稻米の社會的嗜好の向上なる具體的事實の内に遺憾なく觀取される。(支那古代の稻米稻作考)而して北方支那の斯の如き發展は、その必然的運命として、南方支那の開發を約束してゐるものであるが、果然これは後漢末三國時代の爭亂を一大轉期として、建康を中心として開かれた、政治的・經濟的・社會的發展、一般に六朝文化の發展となつて現れた。(六代帝 邑考略)とされる。以上三論文の中に私達にとつて、注意さる可き語が少くも二箇所に存すると思ふ。

A、「文献に對する」合理的説明と言ふ事は同時に古記録の眞意を得たものと斷ずることが尙早である(頁十二)
 B、「古代の穀類に關する概念を得んとして」諸の異なる記録を生かさん爲めに、記録の地方別を考ふるも一法たる可し。然れ共かゝる考へ方は文献の外に自然科學の智識を導入するものにして其結果却つて文献の眞の性質を紊す恐あり。(頁二十)

とあるものこれである。此の二つのものには、共通する一つの眞意味がある。それは「文献の論理的説明は必ず

しも歴史の眞相を把握するものでない」と言ふことである。これは史學の學徒の往々陥る缺點ではあるが、而かも寧ろ常識と言つてよいことであり、此の限りに於いて先生の前掲二文は妥當である。而し先生が歴史の考察に當つて、自然科學の導入を排斥するゝのはどうであらうか、恐らく先生は此の言葉にはそれ程深い意味を持たせられてゐないのだらうと思ふ。若し私の推測にして當らずとされるなれば、私達は此の言葉に就いて大いに考へて見る可きものが含まれてゐる様に思ふ。

さて先生が文化の發展なる歴史事象を、右に述べた如く、最も具體的な歴史地理學的な、亦經濟地理學的な發展の中に求めやうとされることは、確かに一つの正しい便法である。而し此の場合、常に忘れてならぬ事は、斯の如き現實の史的發展に於ける、意志者實踐者たる人間の集團たる社會そのものに就いての全般的考察である。吾々は此の三篇の論文の中に、此の點に關する考察の比較的寂涼たるを覺へる。併し此の三篇の論文に限つて特にそれを求めることは、寧ろ見當違ひの要求であらう。けれども先生の他の諸論文を通じて見る時には、一般に此の點を比較的考へてゐられないのがその特徴であ

る様に思ふ。先生が本書と併せ讀むことを要求せられる通史の中の、外篇第一章第二節「後漢風俗の敗壞」及び第二章第一節「江域被化小記」第二節「建康の奠都と南地の文運」等と言ふ部分を見ても私が指摘する點に關する寂涼さは蔽ひ得ない様に思ふ。通史に於いては先生は専ら豪族の政治的活躍、その消費生活を問題としてゐられる。そうして其等豪族の有した社會的役割、換言すれば經濟的、社會的發展史に於ける意志者、實踐者としての豪族は餘りその注意に上つてゐないかの如くうけとれる。

勿論先生も、通史の至る所に、又本書では主として、第三章六代帝昌攷略に銳利に、豪族の政治的活躍乃至其の生活を考察せられて居り、又それ等豪族は、決して單なる名門、地方の名望家たる許りでなく、多くは富の所有者であつたことにも注目せられてゐる。(通史四七八頁)併しながら漢代に於いて、大いに注目すべき事柄は、右の如き官僚の家柄たる名門又は名望家、即ち門閥豪族の次第に成立し活動しつゝあると言ふこと以外に、加藤繁博士が『庶人の階級は頗る複雑であつた……その中には農工商の他に豪族が存した。史記平準書に「兼并豪黨の

徒、鄉曲に武斷す」とある豪黨、後漢の蔡質の漢儀(後漢書百官志卷三十八所引注)に刺史の省察するところの六箇條の一つとして「強宗豪右田宅制に踰え、強を以つて弱を凌ぎ、衆を以つて寡を暴す」とある強宗豪右が即ちそれで、廣大な田園を所有し、數十百の奴婢を蓄へ、數多い分家と共に住まつてゐるものであらう。云々」(東洋思潮所收支那の社會廿八頁參看)と喝破せられてゐる所の、官僚の系統に屬しない庶民的豪族の存在し且つ有力に活動しつゝあつたと言ふ事である。此の例は兩漢書に極めて多い。たとへば漢書酷吏傳に、

嚴延年爲涿郡太守。……大姓西高氏東高氏。自郡吏以下皆畏避之。莫敢與牾。咸曰寧負二千石。無負豪大家。賓客放爲盜賊。發輒入高氏。吏不敢進。侵々日多。道路張弓拔力。然後敢行

とある大姓、又漢書卷七兩龔傳に

豪右大姓蠶食亡厭。四亡也

等と言はれてゐる大姓は、多くは官僚の家柄ではなく、又たとへ官僚であつても極めて低い小役人ではない者である。此の種の大姓は、豪族であると共に又たしかに大土地所有者であつた。後漢書卷一許楊傳に

汝南舊有鴻郤坡。署許楊爲都水掾。使典其事……百姓得其便。累歲大稔。初豪右大姓。因緣陂役。競欲辜較在所。楊一無聽。遂共讚楊云々

とあるのは恐らく此の例であらう。これは大姓が官僚を壓迫して、灌漑事業から生ずる美土に對して、兼併の利を貪らんとしたのである。又先生が已に通史^(四三)に別の意味で言はれてゐる様に、樊宏の父重は彼の時代までは、世々農を以つて業とする豪族の家柄であつたが、その經濟行爲は正に兼併者である。本傳によれば著姓と言ふ言葉で書かれ、宏代以後は漢家と合作して官僚貴族となつてゐるけれども、其本來の實質は正に范曄が酷吏傳で盛に攻撃する意を示した大姓たること決して間違ひでない。かくの如き官僚の家柄でない者が、その宗族團の威力と經濟力で、地方に割據し、往々武力的反抗反亂の態度に出で社會に強大なる勢力を維持してゐたのが、漢代の通勢である。司馬遷も已にその平準書に於いて「漢初禁網疏闊にして、民は富み、役財驕溢にして、或は兼併の徒に至つては、以つて鄉曲に武斷す」と言つて居り後漢の仲長統も此の種の豪族輩が「身に半通請綸の命なくして、三辰龍章の服を竊み着し、編戶一伍の長でもな

くして、千室名邑の役あり、勢力は守令に伴しく、犯罪して坐せず、刺客之が爲めに平氣で命を投げ出す」と言つてゐる（後漢書卷七十の九仲長統傳）のは何れも斯る大姓の、社會的勢力の強大なるを言つてゐるものであると思ふ。而して斯る豪族輩と名族との社會的關係、及びそれが後漢末三國時代の支那社會轉換期に於いて、如何なる活躍を演じ又如何に變質して行つたかを極めることは是非必要であらう。それも決して單にそれ等豪族の政治的活躍、經濟的消費生活の豪侈等と言ふが如きに止らず、是等豪族の眞の社會的性質を把握し、豪族それ自身の百般の活躍に於いて、漢代の社會が如何に動いて行つたかを觀察することとは、先生に於ける前記の歴史地理學的、又經濟地理學的觀察と共に、決して閑却してはならぬことであると思ふ。少くも此の點に考察の關心を集中しなければ、漢よりして三國ひいて魏晉南北朝に至る支那社會の眞の發展の姿は理解し難いであらう。猶ほ此の點に關しては本書上編第五章の批判に於いて愚考の一端を述べる積りである。私は僭越にも先生の以上の三論文、並びに通史に意識せられてゐないと思はれる點に就いて、指摘はしたけれども、而もこれ等の論文は、私達に對して充分に、漢

代からして魏晉南北朝時代に至る轉換期の、史的諸問題が、奈邊に存す可きかを暗示するものとして味讀す可きであると思ふ。

第四章をなす「南朝の錢貨問題」は、著者の意恐らく六朝南方支那の發展は、北方支那開發の必然的な繼承であり、支那文化の自然的發展の系統は、此の時代にあつては、實に南方支那に求められる、と言ふ考へから、一二三章に引續いて特に此の問題を第四章に安挿せられたものと思ふ。此の章は、主として、南朝に於いて問題となつた貨幣制度並びに、其れに關する政策を論じられ、最後に「錢貨の問題に對して、充分なる統一を見る爲めには、隋唐の政治的統一を必要とした」と結び、錢貨問題なる經濟事象の内に、南北支那は結局に於いて、政治的統一を見る可きであり、その經濟界も亦、斯る統一の下に、始めて安定す可きであるとされる。私達は此の先生の取り扱はれた問題に引つゞいて、更に(A)南朝に於いて貨幣流通の可能であつた社會乃至經濟狀態の研究。(B)北朝に於いて貨幣經濟が久しく梗塞されてゐた原因。(C)南北朝時代に於ける、南北支那の經濟的關係。殊に貨幣經濟の充分なる統制の爲めには、何故南北支那

の政治的統一が必要であつたか。(D)北朝に於いては、貨幣流通が梗塞狀態にある一方、貨幣に代る物として、租稅、交易には絹綿絲布の類が、盛に使用されたが、其と共に、絹織物を作る大規模の手工業が、大に行はれた。例へば魏書の食貨志に

天興中詔採諸漏戶（通典作合）輸綸綿。自後逃戶占爲細

繭羅縠者甚衆。於是雜營戶帥遍天下。不隸守宰云々とあり、魏書に此の種の雜營戶が往々見えるが、斯る手工業が、絹帛が交換の媒介物である、と言ふ事實と如何なる關係にあるや、と言ふこと等は、一應は必ず考へて見る可き問題であらうと思ふ。尤も(A)に就いては、已に先生が、通史外篇第二章第三節「南朝治下に於ける江南の一般經濟狀態並びに中央政府の財政々策」なる項下に農業生産の發展と運河網の完成、貿易交通の旺盛を指摘されてゐるけれども、尙一層詳細なる研究が吾々後進に課せられてゐる様に考へられる。

第五章の「漢書食貨志上に就いて」は寧ろ第六章へ遷る可き前提たるの意味を持つてゐる。而し此處に於いても、先生は秀れたる透徹せる直觀力を以つて、班固食貨志上の重農思想は、實に班固が漢家の正常なる財政の基

礎を樹立せんとする思想であり、彼が漢初の三大重農思想家として挙げた、董、賈、晁三氏の主張も全く此の點で班固に一致する點を有するが、而しこれは決して單に班固一個の思想に歸す可きでなく、實は此の思想こそ後漢一代を風靡した最大思潮であり、班固は司馬遷が觸れなかつた、三人の重農説を特に生かして、その食貨志上に記したことは、一面それが漢志の特色となつたと共に、又一面後漢代の思潮を了解するに足る充分なる證據であるとし、一方又斯る班固流の考へ方は誠に輿論を醸成する山東儒墨輩の思想であるが、食貨志上は、斯る流の考へ方からして、特に土地の生産力増加法や大地主征伐の事實が多く盛られてゐるのであると言つてゐられる。此の論文は極めて達見であると思はれるが、私は猶、もう少し掘り下げるなれば、次の様な事實が発見せられるのではないかと思ふ。

先生は重農思潮派を以つて「山東儒墨の輩」とされたが、この山東儒墨の輩、及び其の説の最大の支持者たる高級の文臣の徒こそ後漢頃から次第に形成され始めて行く門閥貴族の前身と言ふ可きものであると考へる。今煩はしい一々の舉例は省くが、後漢書を通讀して、著姓、

族姓、家世二千石、世冠蓋等の語で、その家の經歷が飾られてゐる家々の出身者は、殆ど北支那の内でも山東(華山以東)の出身であり、漢書の所謂山東出相(卷六十九 趙充國傳)であり、後漢書の所謂關東出相(卷八十九 虞詡傳)に當ること嚴たる事實である。誠に漢代山東は文臣、儒墨の淵藪の地であつた。而して今便宜上史姓韻編一書を繙いて見るなれば、後世魏晉南北朝時代の所謂門閥家とは、とりもなほさず漢代の是等の地方の家々の後裔たる者が多いことに氣付くであらう。そうして彼等こそ先に私の指摘した、官僚の家柄以外にある豪族、即ち大地主の血族團とは、必然的に對立的となる存在であつたに相違ないと思はれる。食貨志上の大地主征伐の事實は、その一例證であらう。而して若し此の考が正しいとすれば、兩漢の社會史は實に一面山東儒墨官僚者流(それは次第に門閥貴族として成立しつゝあつた所の)と大姓土豪の爭鬭史として、又一面その妥協史として見ることが出来るし、三國以後唐に至る中世支那社會を支配した官僚的門閥貴族とは、誠に後漢末三國の支那社會の轉換期に當つて、大姓土豪を政治的に社會的に、又鬭争的に妥協的に、克服し、編成することに成功した漢代の山東儒墨乃至教養ある山東出身の文臣の後裔そのもの

であるとも考へられるであらう。（史姓韻編と共に國立北平圖書館彙纂第六卷第六號向達氏の貞觀氏族志殘卷なる紹介及び拙稿唐代貴人に就いての一考察詳⑤を參看され度し——史林第十九卷）

私は中世社會を斯の如く理解する時、中世を特色づける夫の占田制、均田制等と言ふ土地制度及びそれに附帶する諸々の制度や物の考へ方を始めて明確に認識し得るのではないか、と言ふ見通しを持つてゐる者である。單に土地制度そのものを如何に熱心に研究して見ても、そのことから決して當代制度の眞の史的意味は把握出来ないであらう。制度そのものゝ研究は勿論、絕對におろそかにす可きではない。而し諸々の制度は社會的な諸關係をその母體として生れ來るものである以上、制度の史的意味を完く認識せんとならば、先づその母體たる社會そのものゝ全き、全體的理解が必要條件であらうと思ふ。先生の次章の論文は此の點に、大に物足らなさを感ぜしめる、或ものがひそんでゐる様に考へられる。

第六章「魏晉南北朝時代を通じ北支那に於ける田土問題綱要」は前章の一發展であつて、冒頭より一六五頁に至る前段は、山東儒墨派の重農説、地著政策にも關らず北支の大土地私有は次第に發展し、一轉して三國魏となるや、戰亂の爲めに荒地と化した田土は、新しく屯田制

度なる國家的莊園組織となつて現れた。而し屯田制度は飽まで軍國の用に役立つ爲の制度であり、その理論の根本には、民庶に對する強制的又統制的使役の意味が濃厚であつて、到底社會の安定を庶期す可き、永久の策ではない。そこでこれは必然的に、地著政策へ還元さる可き性質を有し、魏の時代から已に、地著政策も亦行はれ始めたが、此の時代は猶亂離と言ふを免れず、荒廢の田土は到る處に存し、民庶は流亡の状態にあつたから、その效果は充分でなかつた。而して晉の時代に至つて、先づ南北は一統し、平和の時代が來たから、其時に至つて始めて、具體的田土政策が、屯田政策に代つて現れた。これ即ち占田法である。而してその間田土問題に關する思潮としては、常に限奴婢・限田土思想が絶へず流れてゐた。けれども後漢の荀悅已に、限田土・限奴婢の如きは、實行不可能なる政策であることを唱道して以來、豪族の私有地を、是認しやうとする傾向も亦表れて來た。占田法の眞意味は斯の如き思潮の中にあつて、先づ、直接に豪民の田土を、制限する態度に出でず、國家の下に仕ふる朝貴の田土所有を、制限する所より延いて社會の安定、富の平均狀態を來さしめんとするものであ

る、と説かれる。

私は旬悦流の思想に於いて、更に前漢末に迄で溯り得べき史料を持つてゐるのであるが、(王莽傳參看)此處では、其を述べることを差しひかへやう。たゞ後漢書を読んでゐて、特に感ずることは、田土問題そのものは前漢以來引續いて、激烈に論ぜられてゐるけれども、前漢に於いて常に、田土に伴つて思考せられた奴婢の問題は、寧ろ漸く忘れられ勝ちである、と言ふ一事である。此の事に含まれてゐる史的意味は前後兩漢延いて魏晉南北朝時代の田土問題を根本的に理解する爲めにも決して閑却す可きものではないと思はれる。猶、前掲の紹介でも判る様に、先生の此の論文には、占田法並びにそれ以前の豪族の土地私有に關する考察のやゝ缺如たるは甚だもの足りないと思ふ。官品の高下によつて、又恩蔭の關係によつて、貴族の血縁の隅の隅まで、廣大な田土の分配に與る法文上の規定が社會史的にはどんな意味を持つてゐるのであるか。又同時に漢代に於ける様に、官僚に對立する様な豪民の血族團が、優勢であつたかどうか。その存在と占田制度との關係はどうであつたか。と言ふ事に就いては後進者の考ふ可き點であると思ふ。而し此の

點に關しては最近民國の劉道元氏が「中國中古時期的田賦制度」と言ふ書を著し、やゝ觸れる所があるのは、とにかく參考す可きものゝ様である。

最後に先生が引用してゐられる晉書食貨志の、占田法規に關する文章には、一寸した誤讀がある様に思ふ。左に先生引用の必要箇所を録して見やう。

男子一人。占田七十畝。女子三十畝。其外丁男。課田五十畝。丁女二十畝。次丁女半之。女則不課。下略不課田者輸義米戶三斛。遠者五斗。極遠者輸算錢人二十八文。云々

之は原文によれば

男子一人占田七十畝。女子三十畝。其外丁男課田五十畝。丁女二十畝。次丁男半之。女則不課。男女年十六已上至六十爲正丁。十五已下至十三。六十一已上六十五爲次丁。十二已下六十六已上爲老小不事。遠夷不課田者輸義米戶三斛。遠者五斗。極遠者輸算錢人二十八文云々

とある。即ち明瞭に誤讀と思はれる。其の結果は「丁次女に支給せられる不課田は義米として三斛を輸することを知り得る」(二六三頁)と言ふ謬斷に陥られた。

なほ占田法規に關して常に考へられることは田租、田租率、及び還授制の有無である。晋代の田租及びその率に關しては、從來學者の間に、種々研究せられたものである。先生は、晋代では「田畝によつて税を賦し兼ねて戸によりて綿絹を徵收した」と考へられてゐる様である。(一六三頁)馬端臨(文獻通考卷二)や、中國の劉道元氏(中國時期的田賦制 190—16)は、西晋には戸調のみあつて、田租は戸調の中に包含されてゐる様に考へてゐる。志田不動麿氏は西晋占田法に、田租の記載のないのは、その脱漏の爲めであるとし、晋書の中から、或る田租率を算出してゐる。

(史學雜誌卷四十。晋代の土地所有形態と農民問題)これ等の諸説は何れも一應の理由は在するけれども猶充分でない様に思ふ。占田法に還授の規定があつたか、否かに就いても、相當論議はある。先生は「西晋の占田法規に、還受の制を記してないのは、史家の疎略の爲めである」と言ふ鄭樵の説を引いて「これは何等明證あることではなく、概して占田法を以つて還受規定を明記した魏の均田法と同一視することは無理である。」(一八二頁)と言はれる。清水泰次氏も大體此の考へを持つて居る様である。(東洋學報卷二)而して、先生が鄭樵の説と爲さるゝものは、文獻通考卷二通

志卷六十一に依つて考ふるに、寧ろ馬端臨の考へとす可きものゝ様である。馬氏の他にも、占田法規に還受規定のないのは、史家の粗略の致す所とする考を支持する人がある。(志田氏前掲論文)私は今何れともにはかに斷定することを避け度いと思ふれ共、占田法規を必ずしも北魏均田制と峻別しなければならぬ理由は、決して存しない様に思ふ。たとへ還受の規定はなくとも、還受に必要な條件、即ち丁年の規定があり、課田の存在する以上、此の點に還受規定の脱落を豫想せしめる理由は、充分に存在すると思ふ。尤も此の豫想を更に的確にする爲めには、

(A)戸調式の實際に就いて精細なる研究を要し、(B)田租に關する史料を搜索することが必要であると思ふ。とにかく占田法規に於ける税制、即ち戸調式、田租の問題、及び還受規定の有無は、北朝隋唐の土地制度の源流を考究し、又一般に中世風な土地制度の特徴を認識する上に、相當重要な意味を持つてゐるものであつて、將來學徒の好題目であると思ふ。

さて第六章の後半であるが、これは殆ど北魏均田の問題に終始してゐると言つてよい。その大體は、北魏の強權確立と共に、漢末以來の傳統思想たる地著政策は、強

權による新郷黨制たる三長制の實施、これに伴ふ均田制の出現によつてともかくも實現せられ、その精神と制度は、隋唐に至るまで繼承せられ、唐の出現と共に完成せらるゝことになつた、とされるのである。この中で何れの學者もが問題となし、而も殆ど未だ完全と思はるゝ結論に達してゐないのは、均田制、三長制等の重要法規の制定年代であり、従つてそれから來る該制度認識の不充分と言ふことである。

魏書高祖紀(上下)や食貨志によれば均田制は、^{465 A.D.}太和九年冬十月詔によつて行はれ、三長制は、同じく十年の二月

に行はれた。魏書中の史料は、三長制・均田制の行はれた時代を以つて、太和時代としてゐることには例外がない。故に右の史料は、そのより確實なる年代を示したものととして、一見甚だ信ず可きものゝ様に思はれるのである。少くも、太和九年十月丁未に下された、均田制に關する詔勅は、絶對に疑ふ可らざるものゝ様である。

朕承乾在位十有五年中略今遣使者循行州郡。與牧守均給天下之田。還受以生死爲斷云々(魏書卷七上 高祖本紀)

太和九年は高祖即位正に十五年目に當る。此の詔に誤りは先づ無いと思ふ。然るに是等の年月に疑をさし挾ませ

る様な記録が、大體四種程ある。それは一つは魏書李安世傳の記事。二は同じく韓麒麟傳の記事。三は通典の田制の條の記事。四は南齊魏虜傳の記事である。私は今、此の一つ一つに就いて、検討するのが目的でないからそれは他日に譲るが、先生は通史に於いては「李安世・韓麒麟傳によつて、魏書の前記紀年及び通典の紀年を信するに足らずとし、均田制の發布を、太和十一年以後」とされた。(通史六 六八頁)従つて、已に李安世傳に依られる以上は、三長制は十一年以前と考へて居られることになると思ふ。先生の此の論文では、兩制施行の年代に就いては、敢て問題としてゐられぬ。而し寧ろ通史の自説を維持されてゐる様にも考へられる(第六章一 清水氏は「北魏均田考」(東洋學報) 卷二十)及び「魏の均田制に就いて」(歷史研究第四卷)に於いて、均田制は疑もなく、太和九年であると、三長制は太和九年以前に於いては、漢族社會に施行され、十一年には天下を通じて漢族・拓跋族の差別なく施行したものであるとし、その證據として、魏書李冲傳の中書令鄭義・祕書令高祐等が、李冲の考に反對した言葉、

冲求立三長者。乃欲混天下。一法言似可用。事實難行

及び、著作郎傅思益の言葉

民俗既異。險易不同。九品差調。爲日已久。一旦改法。恐成擾亂。

を引用してゐる。志田氏は、南齊書魏虜傳により、均田制は疑ひもなく、太和九年十月に施行されたのであるから、三長制は少くも同年中の而も十月以前でなければならぬ。(歴史學研究第三卷 五六三頁—四頁)とされる。私達後進は、殆ど適從する所を知らないのである。而し岡崎先生の通史の説は、殆ど疑ふ可らざる太和九年の詔文を抹殺する點で、正しくなく、清水氏の説は、貧富に依つて課税高を差第する九品差調式税法と、民俗既異云々との關係を考へると「民俗既異」とは、必ずしも漢蕃の差異を言つたものとは考へられず、此の點から言へば「欲混天下一法」と言ふ語も、決して蕃漢を混一するのでなく、寧ろ貧富を混一にすることゝ解されぬこともない。此の點に根據の薄弱性があり、氏の説の成立の爲めには(A)北魏に於ける漢蕃の社會狀態。(B)李安世傳、李冲傳韓麒麟傳等の正當なる解釋。(C)九品差調法の施行狀態—總じて税法の考察—(D)三長の職分等を、是非とも極めて慎重に考究せねばならぬだらう。勿論氏もこれ等の點に、觸れら

れてはゐるけれども、猶ほ一層突込んだ研究が後進に要求されてゐる様に思ふ。

志田氏の所説には優秀な點が認められる。先生や其他の學者も認めてゐる様に、三長制・均田制は決して各々無關係な、別個のものではなく、密接不離な關聯を持ちその施行年月には、たとへ少しの前後はあらうとも、結局は均田あつての三長であり、又三長あつての均田であるから、兩制施行の日月には、決して大なる開きのあり得やう筈はないと思はれる。志田説の優秀性は此處に最たるものがある様に考へる。若し食貨志及び韓麒麟傳の記事が、完全に誤りである、と言ふことが、猶ほ他の點から證明され得れば、その優秀度は更に増すであらう。即ち北魏書全體の徹底的批判は、此の問題並びに次に述べる税法の問題に於て、特に痛感せられるのである。而して次に問題となるのは税法のことである。これは前にも述べた様に均田制・三長制の制定と關聯し重要な問題であると思ふ。税法に就いては、北魏一代に行はれたものゝ系統的研究が必要であつて、單に部分的研究では、根本的解決は得られない様に思ふ。而して此の論文で先生は、魏書食貨志に

太和八年始準古班百官之祿。以品第各有差。先是天下戶。以九品混通。戶調帛二匹。絮二斤。絲一斤。粟二十石。又入帛一匹二丈。委之州庫。以供調外之費。至是戶增帛三匹。粟二石九斗。以爲官司之祿。

後增調外帛滿二匹。所調各隨其土所出。云々

とあるものを、これは決して、太和八年以前の税制に、新に増税條項を附加したものとして考ふ可きでなく、實に、此の制度全體は、三長制制定の時に、同時に、下された制度である。(頁一七八)としてゐる。その證明として、北魏書薛虎子傳に、虎子が俸祿制頒布の爲めの増調に反對し、飽まで從來の帛一匹制を主張してゐること、及び于忠傳に舊制として「天下之民絹布一匹之外、各輸綿麻八兩」とあることを挙げ、此の虎子の固執する帛一匹や、忠傳の舊制絹一匹を輸する制は、通典が魏令として挙げ、且つ「高祖の延興年間以前に行はれてゐたと」してゐる所の

〔民調〕每調一夫一婦帛一匹。粟二石。人年十五以上未娶者。四人出一夫一婦之調。奴任耕。婢任績者。八口當未娶者四。耕牛(二十頭當奴婢八。其麻布之鄉一夫一婦布一匹。下至牛。以此爲降。大率十匹

中。五匹爲公調。〔食貨志作十〕二匹爲調外費。三匹

爲内外百官俸云々(通典卷五)〔ノ内ハ食貨志食貨五〕ニヨリテ補フ

に當るものである。故に三長制施行と共に、新税法が行はれたとすれば、それは決して右の「一夫一婦帛一匹云々」の制度ではなくして、他のもの即ち前に掲げた「九品混通戸調帛二匹云々」の制度でなければならぬ。然るに食貨志は却つて右の「帛一匹」の制度を太和十年三長制制定の年に繋いであたかも是の制度が、三長制施行と共に、發布せられた税制であるかの如く考へてゐるのは明らかに食貨志の誤りである。(二七五頁)とされた。而し果してこの先生の考へは、妥當であらうか。私は何らかの新税法が、三長制と同時に施行されたものであるとの意見には賛成出来るのであるが、その税法が如何なるものであつたか、と言ふ點になると先生の考に疑問なき能はずである。先づ薛虎子傳の文に就いて考へて見るに

今淮南中略其小郡數戸而已。一請止六尺絹。歲不滿

匹(魏書卷四十四)

とある。これは決して虎子が、從來の帛一匹制を、主張してゐるのではなくて、とにかく税の極度の減免を、嘆願してゐるのである。一匹は食貨志によれば、幅廣二尺

二寸長四十尺が定制である。それを六尺にせよ、と言ふことは、非常なる減免の願である。決して一匹を固執すると言ふ様な尋常のことではないと思ふ。次に于忠の傳を見ると

〔肅宗猶幼年〕初太和中軍國多事。高祖以用度不足。百官祿四分減一。忠既擅權。欲以惠澤自固。乃悉歸所減之祿。職人進一級。舊制天下之民絹布一匹之外各輸綿麻八兩。忠悉以與之。（魏書卷三十一）

とある。太和中軍國多事とは、高祖の晩年の南方征伐を言ふのであらう。而して此處に所謂舊制とは、時已に此の事件が肅宗の時代のことなのであるから、勿論高祖が三長定制時代、同時に決定した稅率の制度を、意味してゐるものに違ひない。然らば此の兩者の絹一匹の語は先生の説かるゝ様に、延興年間以前の稅制を示すものと、考へなければならぬ理由は、決して無いと思ふ。

然らば高祖が三長定制の時、同時に發布した稅率は、此の于忠傳の舊制の稅率たる、絹布一匹に該當するものでなければならぬ。ゆゑに決して先生の言はれる如く、帛二匹。絮二斤。粟二十石云々ではなくて、寧ろ食貨志が傳へてゐる如く、民調一夫一婦帛一匹粟二石云々と

なければならぬと思ふ。且つ靈太后の時分の事であるが、長孫翼と言ふ人が上表して

鹽地天資貨賂。密爾京畿。唯須實而護之。均贍以爲理。今四境多虞。府藏罄然。冀定二州且亡且亂。常調之絹不復可收。中略略論鹽稅。一年之中準絹而言。猶不應減三十萬匹也。便是移冀定二州。置於畿甸。今若廢之。事同再失。（魏書卷二十五）

と言つてゐるが、これによると冀定二州の稅は、絹で略三十萬匹である。食貨志によれば、冀も定も絹帛を上納する地方である。而して北魏書の地理志は、大體武定年間の統計に依つて作られたものであるが、それによれば此の二州の戸は、定州が十七萬七千五百一戸。冀州が十二萬五千六百四十六戸となつてゐる。長孫翼が上表した時に典據とした人口統計も略これ位で、これより少なかつたとは思はれぬ。そうすれば此の二州の戸數は、約三十萬三千百四十七戸となる。此の時代、若し帛二匹云々の制度だつたなれば、右に近似の數字を典據としては長孫翼の計算と一致しないだらう。寧ろ絹帛一匹なれば丁度長孫翼のそれと一致する。故に私は「民調一夫一婦帛一匹粟二石云々」の制度を以つて、正に「三長制と同時

に頒布せられ其の後原則として行はれた税制」と断定する方が宜からうと思ふ。

果して右の断定が正しいとすれば、食貨志が、先是天下之戸。以九品混通。戸調帛二匹絮二斤云々と言つてゐるのは、少くも三長制施行以前の税制であつて、私は恐らく魏書の世祖本紀(卷四)に

太延元年詔……若有發調。縣宰集鄉邑三老。計貲定課。褒多益寡。九品混通。不得從富督貧。避彊侵弱とある税制に當るものと思ふ。

而してその税額は、一見非常に大なる様に思はれるのは、先生も已に言つてゐられる様に、(一七)蓋し貧富の九品を混通した「平均の戸當り額」を示したものである爲めで、此の税額を、實際人民に課する場合には、三老が縣宰と共に合議し、貧富によつて計貲定課した、ものと思ふ。此處に、傅思益の所謂九品差調の差調たる所以が存するのである。先生は九品混通と九品差調に就いて巧妙な考へを出してゐられるが、(一七六頁)必ずしもそれ程に解する必要はないと思ふ。而して三長制の施行と共に、此の税法は改正されて、一夫一婦帛一匹、粟二石云々となり、その租税の内、絹帛は十匹の半分が公

調として、二匹は調外費として、又三匹は百官の俸祿として、用ひられることに割合が決定されたのであると思ふ。而して食貨志が太和八年の條下に、從來の九品混通の税法に對して、班祿制を行ふ爲めに「新たに増税された」ものであるとして

至是戶增帛三匹。粟二石九斗。以爲官司之祿。後增調外帛滿二匹云々

と言つてゐるのは、恐らく何らかの誤りであるらしい。何となれば、私が三長制と同時に施行された、とする税法に於いては、租税の全收入の使用割合として「十匹中三匹は俸祿として百官に支拂ふ爲めに用ひる」とあるのに、此處には「その三匹は新に民に増税した税額である」とし又同じく前者には、使用割合として「二匹を調外費とする」とあるのに此處では「調外費として二匹を増徴するのである」と言つてゐるのは理解しにくいことと思はれるからである。恐らく事理に暗い爲めの舞文ではなからうか。それとも猶他に合理的解釋が存するであらうか。何れにしても、是等の問題を解決する爲めには前に言つた様に北魏一代に行はれた色々の税法に就いて正しい系統的研究が要求されてゐる。私は假に以上の様

な考を出して見たのであるが、他日訂正を要するかも知れぬ。而し今の所私は不幸にして、先生の此の論文の七五頁以下一七八頁に至る部分に、讃意を表しかねる。

而しながら先生の議論の大體には、充分正當と考へる可き點が存すると思ふ。たゞ此の部分にも、前に諸所私の指摘した様な、若干の物足りなさを感ずるのは、後に述べる様な原因の爲めであると考へる。猶此の章に附せられた、附録の魏の屯田策は、第六章の始めの部分の一發展である。屯田なる事實と、その政策の性質の變遷を知り得る。

最後に、私は此の著を讀んで、痛感した點を擧げて、評論を終結しやうと思ふ。由來先生に於ける史學の體系は、常に、専らとは言はれぬまでも、非常に強く、政治史的なるものによつて、貫かれてゐる。故に何時の場合に於ても、先づ問題となるのは「政策」であり「政治思想」である。其の結果として、例へば晋代の占田法に就いても、已にこれが實際社會とは、寧ろ遊離したものであり、實際に施行されなかつたことは、明白である、(二頁)と認識されつゝ、猶ほひるがへつて實際社會そのものの、史的分析をなさんと方向を比較的に執られ様と

は、してゐないと思はれるのである。

先生の史學的論著は常に整然たる一貫した立場に依つて隅々まで整理されてゐる。而しそれは政策や政治體系や政治思想が根幹の問題となつてゐる限りに於いて常に一種の偏見に陥り勝ちであると思はれる。歴史的發展は決して必ずしも常に政治や政策のみによつて行はれるものではない。歴史的發展は實に「社會的に存在すると言ふことによつて、始めてその全き生き方を發揮する諸々の人間」の百般の活動によつて可能なのである。政治や政策は斯る人間活動の重要な一部であるに過ぎない。

されば専ら是れによつてのみ歴史的發展を體系づけ、理解しやうとする企は成功しないであらう。たとへかゝる見方によつて如何に周到に諸々の歴史事象が關心せられてゐるにしても、その見方は一方的となり、個々の歴史事象の把握は、その偏見の故に完きを得なくなるであらう。私は先生の整然たる考察法に深き尊敬を拂ふと共にそのやゝもすれば陥り勝ちな缺陷を意識し、これを是正し、人間社會の正しき發展史を理解しなければならぬと思ふ。終りに臨み非才先生の高著を汚したるなきやを恐れひとへに謝する次第である。